

建築工事における週休2日制促進工事試行要領

(目的)

第1条 本試行要領は、建築工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(対象工事)

第2条 愛知県建築局の発注工事で、公営住宅課長又は公共建築課長が選定する工事を対象とする。ただし、第8条(2)については建設工事成績評定要領第2条に規定する成績評定の対象工事のうち建築局の発注工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 工事着手日

現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(4) 工事完成日

工事目的物が完成した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含める

ものとする。

(発注方式)

第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1. 05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1. 03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1. 01

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、愛知県公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

② 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所の状況に応じて、労務費を補正して工事費を積算し、愛知県公共工事請負契約

約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

- (1) 契約方式ごとに、現場説明書への記載により行うものとする。
- (2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

（現場閉所の確認方法等）

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督員は、4週8休を行う旨を記載した総合施工計画書及び現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し（軽微なものについては除く）が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため最終的な現場閉所（現場休息）率が確認できるものを監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成により事務負担が増大しないように留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示は行わないように配慮する。

- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
 - ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
 - ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (2) 週休2日制促進工事の見える化
- 施設管理者の承諾を前提に週休2日制促進工事である旨を工事看板等に明示する。

(適正工期の設定等)

第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方[※]」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないように設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) 工事成績評定

週休2日に努めて4週8休以上が達成された場合、建設工事成績評定要領より「創意工夫 安全衛生関係」において評価する。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日制促進工事の試行にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

(4) モニタリングの実施

週休2日制促進工事を試行する場合、監督員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。また、モニタリングの一環として、工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施する。

※「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（平成30年2月）

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別記) 現場説明書における記載例

【発注者指定方式の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制促進工事（発注者指定方式）である。詳細については、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領（建築局）」を参照すること。
2. 4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【受注者希望方式の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を試行する週休2日制促進工事（受注者希望方式）である。詳細については、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領（建築局）」を参照すること。
2. 発注者は4週6休以上の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を試行する週休2日制促進工事（受注者希望方式）である。詳細については、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領（建築局）」を参照すること。
分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意することが必要である。
2. 発注者は4週6休以上の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。